

ホルムアルデヒド、二酸化窒素測定用タブの取り扱いについて
(ホルムアルデヒド検知器 FP-30, FP-30B, FP-31)

令和2年9月13日

ホルムアルデヒド・二酸化窒素測定検査において、経済的負担を少なく学校の要望に応えられるよう、取り扱い要領を下記の通りとする。

1. 原則として消耗品（電池等も含む）については各地域において調達する。また各地域間で連絡を取り合い、余剰在庫があれば融通し合う。
2. 地域で調達ができない、あるいは在庫が不足した場合は、県薬の在庫を1個500円（税込）で販売する。
3. タブは冷所保存の為、測定機器と一緒にクール便にて送付（機器送料往路は県薬負担、タブ代金請求書を同封）、又は、申請者が県薬に受け取りに行く。（保冷箱を持参する。）

○県薬のタブ購入時期

ホルムアルデヒド	6月末
二酸化窒素	11月末